

西村成雄『中国ナシヨナリズムと民主主義』

——二〇世紀中国政治史の新たな視界——

水 羽 信 男

はじめに

著者の西村成雄氏は一九八四年に中国東北地域史（旧「満州」地域史）研究を集大成したあと、¹⁾抗日日期研究に関する中国史学界の研究動向を紹介するとともに、当該時期に関して理論的かつ実証的な研究を精力的に進めた。その成果の一端は、一九八七年の池田誠編著「抗日戦争と中国民衆」（法律文化社）所収論文に示された。また著者は現代中国の現状分析も積極的にを行っている。²⁾

本書は著者の最新の研究成果を体系的に示したものであり、一九八八年の立憲改革への取り組み（戊戌の変法）から筆を起し、一九二八年の南京国民政府の成立から一九四九年の中華人民共和国の建国までの歴史過程に叙述の力点を置く。本書の分析の中心的課題は、中国国民党（国民党）による「訓政」（Political Tutelage: 政治的薰陶）理念に基づく一党専制支配と、それを民主的に改革しようとする憲政運動（殊に抗日戦争期から戦後期にかけて展開された民主主義を求める諸活動）との間の対立的な、そして相互規定的な関係の分析であった。

従来、中国では国民党の訓政統治体制を革命における打倒の対象とのみ捉え、中国共産党（中共）の武力による政権奪取、および中華人民共和国建国後の中共・人民解放軍・人民政府による三位一体型の一党独裁支配を肯定し、「中国革命方式」として定式化してきた。この中国の正統的歴史認識に対して、日本では中国近代史を中国革命史に還元し、中国革命史を中国共産党史と同一視する研究姿勢を克服しようとする立場から修正が試みられている。

著者も一九四九年革命へ至る中国近代の政治史を立体的かつ通時的に再構成することを目指しつつ、個別分散化の傾向を見せつつあった最近の研究状況に対して、「全体」を見渡した総合的な政治史研究の必要性を实地に示してきた。こうした歴史を叙述するため、本書では中共党史、国民党史、知識人研究などの諸成果を国内外に互って吸収するとともに、サルトーリ氏の「政党国家」論、杉原泰雄氏の「国民主権」論、奥村弘氏の「政治的代表意識」論など、中国近代史研究以外の分野で創られた分析概念も積極的に援用している。

本書の構成は次の通り。

序 章 二〇世紀中国政治史再構成の課題

第一章 中華民国政治史と民主主義

第二章 「訓政国家」国民政府と憲政運動

第三章 一九四四年第三次憲政運動の到達点

第四章 戦後政治における「訓政」と「真の民主権論」

第五章 中華民国政治史からみた中国革命史像の再構成

終 章 政治的民主主義発展の現段階

一、本書における方法論

著者は序章および第一章で本書における分析方法を提起している。以下、その概略。

①「ナショナリズムの二重性の指摘と

政治史の展開を担った諸勢力の確定」

著者は中国のナショナリズムを基盤と上部構造との二つに分けた。著者の言う基盤とは「超歴史的に自然的所与としての血縁的・種族的なもの」（岩間一雄）であり、上部構造とは資本主義発展を前提とする「近代的に歴史的産物である『近代的国民国家の形成』」を求める政治的要求である（二一頁）。著者は近代中国においてナショナリズムの上部構造を担った政治勢力に対応して、「国民党ナショナリズム」、「軍閥・地方実力派ナショナリズム」、「中国共産党ナショナリズム」の三つのナショナリズムを想定し、それらの底流を「民衆的ナショナリズム」と名づけ、この四つを全体として「中国ナショナリズム」として包括した（六九頁）。したがって「民衆的ナショナリズム」とはナショナリズムの「基盤」を意味している。

また「ナショナリズムに含まれる二重性は相互規定的であると同時に、相互に矛盾しあう関係でもある」との著者の指摘は、民衆と諸政治勢力との間の複雑な関係を前提としており（三三頁）、その意味で著者は民衆の民族意識に対する政治指導の問題を重視していると考えて間違いない。

②「諸政治勢力の性格づけとしての『領域論』の提起」

政治過程の分析には、単に諸政治権力と民衆との間の指導と被指導の関係だけでなく、諸政治権力相互の関係を明らかにすべきである。著者はこの点を踏まえて、政治的な用語としての「地方権力（政府）」とは、「中央権力（政府）」の存在があつてはじめて成り立つものであると指摘し、中央の存在とは無関係に存在することが出来る「地域社会」、および「地域社会」に立脚した「地域権力」というカテゴリーを提示した。著者において「地方権力（政府）」と「地域権力」とを区別することは当然である。³⁾

一九二八年以降、国民政府による中央化が進展したとはいえ、なお分権的傾向を色濃く残し、各地の不均衡発展と民族構成の多様性を示した中国の歴史を分析するためには、こうした分析視角の設定が必要であつたと言えよう。著者の観点から言えば、ナショナリズムの担い手に対応する「中共」権力および「軍閥・地方実力派」権力が、「国民党」権力、「中央権力（政府）」といかなる関係をもつていたのか、すなわち「ある分権的な権力」は「地域権力」なのか「地方権力」なのか、またその権力は「地域権力」から「地方権力」へと変化したのか否か等、を検討しなければならぬ。

③ 「『国家史』(制度史)的 なアプローチの模索

——「中央権力」の民主的変革の道の追求

「中央権力(政府)」である国民党は、国家の共同事務を処理する公共性を持った「国家の諸制度」を通じて中国支配を行わざるをえず、またそれゆえに国民政府は「公権力」として被支配層に認知されるための合理的かつ妥当性をもつ諸施策を実施せざるをえなかった。二〇世紀も半ばになるとアジアの後発国においてもブルジョワ民主主義の理念が一定程度国民のなかへ浸透し、中央政府も反政府勢力の民主化要求に対しては、なにがしかの譲歩をせざるをえなくなっていたのである。

著者がこうした「国家史」的 なアプローチを模索したのは、国民政府の国家機構を「階級支配のための道具」と捉え、軍・警察あるいは特務機関などの暴力的・強圧的な支配の現実を考察するだけでは、当時の政治史の展開は理解できないと考えたことに起因していた。

また②で指摘した「地域権力」と「地方政府」との区分が重要な意味を持つのは、国民政府が「公権力」としての側面を持たざるを得なかったことにかかわっている。つまり中共は、一九三〇年代半ばにソビエト区(「地域権力」)を国民政府の一行政区画である辺区政府(「地方政府」)へと変更し、国民政府の「公権力」としての側面を利用して「訓政システム」の枠内での民主的改革を行うことが可能となった。こうして中共は国民政府の改革を通じた民主的全国政権樹立の展望を獲得したのである。また中共以外の民主諸勢力も、こうした方法での全国的な民主政権樹立の展望を共有していた。

④ へ民主主義運動の焦点としての

国民代表の概念および国民主権論の重視

訓政システム内での民主化闘争において、また一九四九年革命の最終段階において国民党と民主勢力との対立の基軸となったのは、国民代表の概念と国民主権論とをめぐる問題であった。すなわち国民党が選挙などの手段を経ていないにも関わらず、自らを国民により統治を委託された存在と見なし、国民党による統治を国民の主権の行使を意味するものと強弁するのに対して、中共を含む民主諸勢力は普通選挙などによる直接的な委任・代理関係を国民と結んだ代議制度を求め、「主権の行使」と「主権の帰属」とが分離しない著者の言う「真の国民主権」の実現を求めたのである。

以上の分析方法に基づき、著者は一九二八〜四九年の政治史を総合的に叙述することを目指した(第二〜五章)。

二、本書の内容の概観

【「訓政的国民代表制」の時期の前半(一九二八〜三八年)】

Ⅱ「国民党一党国民代表制」の時期

国民党が訓政的支配理念に基づき国民党一党のみで国民を代表しなければならなかった時期。しかし「訓政イデオロギー」は、民衆を政治の舞台には登らせない一九世紀の皇帝専制政治思想と比較すれば、明らかにひとつの質的転換を表現している。「なぜなら、民衆を「訓政」という枠組に組みこんだ限りでの政治的民主主義形成のある段階を表示しているからである」(二八八頁)。

【第一次憲政運動(一九三三〜三六年)】

孫科ら国民党・国民政府による憲法制定作業で、三六年の「五五

憲法草案」に結実した。「訓政」体制の維持を目指した国民党も一九三一年の「柳条湖事件」以降、急速に高まった抗日運動の前には「五五憲法草案」を作らざるを得なかったのである。また救国会運動の側は「五五憲草」への批判を通じて、民主主義的課題の実現を目指す憲政運動と抗日運動とを結合していった。

【「訓政の国民党代表制」の時期の後半「一九三八―一九四九年」】

Ⅱ「国民党―党国民党代表制」に「国民党参政会的代表制」が付加された時期

一九三七年に日中全面戦争が始まり、民族的危機のさらなる深化の下、国民党は諸政治勢力に発言の機会を与える国民党参政会の開催を三八年に決定した。国民党参政会の開催は救国会などの抗日と民主とを求める運動の広がりに対する国民党の「公権力」としての性格から導かれた施策であった。

参政会は政府に対する単なる諮問機関でしかなかったが、中共黨員を含んだ民主勢力は憲法をめぐる、国民党参政会において国民党・国民政府と激しい論議を展開し、複数の政党が競合しているかのような事態を出現させた。その結果、「訓政システムの内在的変革の可能性が生みだされ」たが、国民政府は最終的には中共をはじめとする民主勢力に打倒されることになった(八四頁)。

【第二次憲政運動「一九三九―四〇年」】

一九三八年は国民党参政会設置の年であると共に、蒋介石に次ぐ国民党ナンバー2と目されていた汪精衛が日本に投降した年でもあった。さらに三九年に入ると国民政府は消極的な抗日姿勢しかめさせず、その一方で国内の民主勢力を厳しく抑圧した第一次反共高潮。こうした動勢に対応して、国民党参政会を中心とする第二次憲政運動が始まった。こうして「憲政の実施か否か」という政治舞台

は、すでに「いかなる憲政を実施するか」という新たな段階に到達し(一三三頁)。統治原理としての訓政(「以党治国」論)そのものに関する対立の局面が形づくられてつづいたのである。

【第三次憲政運動「一九四三―四五年」】

第二次憲政運動の後、民主主義運動はやや鎮静化していたが、一九四三年の第三次反共高潮は中国の抗戦力を低下させるものであり、また四四年に開始された日本軍の大陸打通作戦は、国民党の軍事的な劣勢を内外に示した。事態を憂慮した米国は、中国の民主化のために国民政府へのテコ入れを行う。こうした情況下、四三年から始まった憲政運動は四四年九月の国民党参政会第三期第三次会議でピークを迎えた。この政治舞台で活躍したのは、四四年に政団同盟を中国民主同盟(民盟)へと改組した知識人グループおよび中共であった。第三次憲政運動では中共が連合政府構想を提示し、民主諸党派とともに国民政府の改組を追求した。

【政治協商会議「一九四六年」】

第三次憲政運動の高揚にもかかわらず、抗日戦争勝利前夜の段階において国共両党は独自の戦後構想をもっており、「聯合政府への平和的移行は、理論的にも現実的にもありえないこと」だった(一八二頁)。その両者が四五年秋の重慶会談に臨んだのは米国の国民党に対する圧力と、ソ連の中共に対する圧力とを前提としていた。重慶会談で両党は、各党派を含んだ政治協商会議の開催を決定したが、戦後の中国政治の帰趨を根底において規定したのは民衆の動向であった。政治協商会議は全中国的な政党政治の実現を準備するものであり、普通選挙による「真の国民主権」の確立を目指す政治的線は、「国民党参政会を含む訓政システムそのものを批判する政治的民主化運動のシンボルの機能を果た」すことになった(二四二頁)。

【国民党の正統性の「流失」過程（一九四六～四九年）】

国民党・国民政府も政協決議を擁護・実施していくことで、支配の正統性を認知されることが可能であった。しかし彼らは一九四六年三月の国民党二期二中全会、一九四八年三月の国民大会と政協決議を軽視・無視し、自らの支配の正統性を喪失していった。

【人民政治協商會議（一九四九年）】

国民党に対する国民の支持が弱まるにつれ、「中共は、全国の反蔣政治諸勢力から、「あるべき中央政府」へ移行する具体的組織形態の提示を求められていた」。それに対する中共の解答が新政治協商會議（新政協）の開催提案であった（二二六七頁）。新政協の代表者は中共と民主諸党派に結集した知識人との間の合議により選出され、国民が直接的に選んだわけではなかった。しかしながら新政協の代表と国民との政治的委任・代理関係は「公意」を代表するものと見なされ、「やがて普通選挙制度の導入とその実施によって」「代表の資格の正統性は」担保されると「考えられていた（二九三頁）。それゆえに著者は新政協の代表を新たな国家を樹立する権能を持つ存在だと見なしたのである。

三、本書をめぐるいくつかの論点

中国の人々は民主主義思想・制度を確立し発展させることができるのか、という問いが本書の中心的テーマであった。

この問題に関しては近年、中国の近代史を貫く強烈なナショナリズム——主として外国からの侵略に対する対外的抵抗の情熱——が、民主主義の実現を民族的自立の手段と化し、それゆえ中国の民主化が今日に至るまで不十分なままであるとの見解が提起されている。

他方、著者は中国の民主主義が「手段」視されたことを認めつつも、「手段としての民主主義は、アジアにおける現実としての政治的民主主義を表わしている」と捉え、欧米における民主主義思想と中国の民主主義思想との違いを議論の前提とした（二八七頁）。そのうえで現実の中国の歴史の展開の中に、「目的としての政治的民主主義形成の新たな可能性がどのように育まれてきたのかを」探ることが重要な研究主題の一つであるとし、「機能主義的・手段的」な民主主義の一つ一つの漸進的な実現にアジアにおける民主化の可能性を求めた（五頁）。さらに「救亡意識が強化されればされるほど、手段としての選択肢……をめぐる闘争は激化する。しかし、この過程に、民主主義を単なる手段ではない政治的目標ととらえる思想と運動が胚胎することも必然であろう」と述べている（二八六～七頁）。

評者もこの問題に関する著者の理解に賛成で、「中国に民主主義を根づかせるモメントの一つとして、知識人の強烈な愛国意識を措定することも可能で」、「民主主義思想の深化は必然的に愛国意識の変容をも促した」と考えている。この評者の展望は「ナショナリズムそのものだけでは、革命的なものでもなければ、反革命的なものでもない」。確かに「ナショナリズム的な傾向は、それがどのようなものであるとしても、当然保守的排他主義的な色彩、非合理的衝動的側面をもっているが」、「ナショナリズムを、……自由・独立・平和の民主的革命的エネルギーたらしめる」ことも可能だとする遠山茂樹氏の見解に触発されている。

こうした見解が今日でも有効であるとすれば（評者はそう考えているのだが）、ナショナリズムを民主主義の内容を歪曲化するものと固定的にみなしたり、排外主義的性格を本来もつものとして、克

服すべき負の性格のみを過度に強調することは避けなければなるまい。より重要なことは「大衆の無定型な国民感情を基盤としてこれを指導者が多少とも自覚的な意識と行動にまで組織化していく過程」の分析、言い換えればナショナリズムが「具体的にどのような階級的政治的主張を内容としているか、またいかなる階級的政治的勢力によって指導されて政治的課題たらしめられているか」というナショナリズムにおける「指導と同盟」の問題の分析であろう。

本書も民衆に対する政治指導の重要性を強調しており、民衆を政党の施策・路線、究極的にはその支配の「政治的正統性への選択的認知」を行うものと位置づけ（一九二頁）、「政党の側からみれば、

……「民衆のナショナリズムを」とどのように政治的に指導しうるのかという点が問われていた」と指摘した（一八五頁）。したがって著者は民衆の直接行動や民衆団体の諸活動は、民衆の政治的意志を具体化し実現する直接的な方法ではなく、政党の政治実践による媒介が不可欠だと捉えていると言えよう。評者も知識人の諸団体が、国共両党と同列にあつかえる「政党」であるとは考えていない。

しかしながら、本書では中共と国民党を中心とした叙述が行われ、国民党統治区で当時、もっとも民衆を組織的かつ有効にまとめた民主的な知識人の諸活動が後景に退いていることに、評者は不満を感じている。というのも当時の民主諸党派は、憲政運動の過程において民衆を指導する一政治勢力として、既成の諸政党がなしえなかった政治的役割を果たしえたと考えられるからである。民主諸党派は①労働組合・農民組合などの経済要求・生活要求を基礎とした組織とは本来的に異なり、政治・経済の民主主義的改革という抽象度の高い要求を掲げ、その実現のための施策を具体的に提言した団体であり、②専門的・全体的な立場から問題提起を行うことができ、

それゆえに雑誌などのマスメディアを通じて広汎な世論を形成することができたと言えよう。また民主諸党派の世論形成力は、③彼らの内部には様々な政治的立場が共存しており、かつ彼らがジャーナリスト・学者・法律家などとして高い名声を得ていたことで、さらに補強されたと思われる。

一九三〇年代半ばの救国会運動以来の知識人の民族民主運動と、それを推進した政治集団を国共両党から独立した独自の存在として中国近現代史の展開のなかに位置づけた彼らの役割を加味した政治史の叙述が求められている。以下、本書の叙述に即して今後の研究課題を指摘しておく。

一九四七年三月以降の支配の正統性の喪失過程で国民党・国民政府が、自身の延命のため組織化しようとしたのは民主的な知識人であった。したがって国民党の支配の正当性の喪失の具体的在り様は、諸民主党派の活動においても象徴的に示されていると言え、彼らと国民党との関係についても分析することも重要であろう。他方「中国共産党は、軍事的政治的支配圏域の量的拡大という必要条件だけでは全国中央政権たりえなかつたのであり、「全国人民代表大会」の創出という十分条件をも獲得することによって、全国中央政権たりうる資格を備えた」（八五頁）。著者は四六年の政治協商会議での諸決議の実現を求めた民主諸党派の活動を、中共の政権樹立のために必要不可欠の条件を形成するものと位置づけたのである。これらの観点から民主党派史研究を今以上に深めることが、総合的な政治史叙述のために不可欠となる。

また平野正氏はかつて、民主諸党派は人民共和国建国後、知識人・中間層を一定程度組織したとし、それらが大衆の基盤を形成しつつあったことを示唆した⁽¹⁰⁾。もし、社会主義社会における「民主主義

発展の主要な道は……：専門統治・管理活動に従事する集団に対する勤労者のがわからの効果的で自主的な社会統制⁽¹¹⁾」を行いうるか否かであるとすれば、そして民主的な知識人が自らの大衆の基盤を背景に、中共および人民政府の官僚主義の弊害に対する彼らなりの統制を行う可能性を萌芽的にしるを持っていたとすれば、民主諸党派の新中国建築のヴィジョンの内容を再検討する必要があると思われる。その際、指導¹¹被指導関係と支配¹¹従属関係を同一視し兼ねない中共の指導論とは異なる発想に基づき、民主諸党派の国家構想の展望を解明することが重要である。そのためには建国以前から民主的な知識人の言論活動を分析すべきであろう。

ところで、「民衆」と言い、「大衆」と呼ばれる人々を、私たちはどのようにイメージすればよいのだろうか。少なくとも評者の用語法においては、たぶん民族民主主義運動へと参加していった人々を想定したものであった。しかしながら、現実には運動とはまったく無関係に生活していた圧倒的多数の人々がいたことは疑いのない事実である。

実際、現代中国の民衆に関してさえ、中国人研究者が彼ら（殊に農村に生活する民衆）の「自己の政治代表を選出することへの消極性」、「民主主義や公民（市民）意識」の低さなどを指摘している（三二八頁）。一九八九年四月の河南大学学生に対するアンケートでは、学生の間に「民」を重視しつつも政治の主体とは捉えない「伝統的民本思想」的傾向が存在していることが明らかとなった。この民本思想の存続について著者は、「訓政思想」の段階を不可避とする現実があることに注目すべきであろう」と述べ、「他者」によって政治的に熏陶されなければならない「民衆」の存在を示唆している（三一二頁）。

民主主義的自覚に乏しい国民が当権者に利用され、民主主義の発展を疎外することは、しばしば見られる歴史的事実である。民衆（大衆）が一九四九年革命へ到る政治過程における「決定的重要性」をもつと考えるならば（一八五頁）、民衆の民主主義実現過程における肯定的な役割だけでなく、反（非）民主的政権維持に果たす現実の意味をも直視せざるをえない。おそらくこうした問題意識から、著者は「中国社会主義的政治的展望において、基層社会の民主主義的陶冶を欠落させたままではもはや前進しえず、「変革の道は長期的にならざるをえないし、変革の側もこの道を戦略的に選択せざるをえない」と指摘し、「現実にある制度的前提としての各級人民代表大会の選挙を通じて着実な民主化運動」の創出の必要性を強調した（三三〇～三三一頁）。

しかしながら、「政治的に遅れた民衆」の存在が一九四九年革命に至る過程でいかなる意味を持ったかに関して、著者自身が言うように本書の叙述が具体的に答えているとは言えない。今後は当該時期の都市および農村における各階級・各階層ごとの政治的自覚の契機と過程とを明らかにし、民衆の側からの政治諸勢力に対する規定性について考察を進めることも必要であろう。

おわりにかえて

山田辰雄氏は、本書に対する書評のなかで「著者は現代中国政治の民主的変革の可能性を、上からの「党政分離」と選挙による各級人民代表大会の民主化のなかに求めようとしている。かかる方向が望ましいものであるにせよ、……：中共の支配が民主的憲政へ転ずることは容易ではないし、本書における著者の分析からその必然性は導き出されない」と批判した⁽¹²⁾。

山田氏が今日の中国での民主化の可能性を極めて低く評価したのは、氏が「民主主義に対置される一党独裁」を行おうとする中共の意志を、抗日戦争中から一貫したものと見なしたことに起因する。それは「毛沢東の新民主主義論における連合独裁」には「一貫して党の指導が存在していたのである」、¹⁵「かかる中共の指導はひと度権力を獲得すれば、容易に独裁に転化するのである」との指摘に示されている（六八頁）。それに対して著者は中共の連合政府構想における彼らの指導の一面的な強調は、四八年に始まるとし、しかも前衛党の指導の強調には国際共産主義運動の影響があったとの立場をとり、山田氏の指摘するように中共の「民主的」側面を重視している。

だが、著者が中国の民主化に実現の可能性を見出したのは、単に制度的な民主化が中共によって、「上から」実施されると期待した結果ではなく、一九七八年以來の「開放政策」による「国民の生活水準向上への意欲（経済要求）」の増大へ着目したからであった。すなわち社会的経済的基盤が国民の「意識とその行動」を「生み出す」という立場から、今日の中国の民主化運動を不可逆的な歴史の動きと見なしているのである。それは著者が、具体的な歴史分析において、一九三〇年代の南京国民政府による経済建設が第二次国共合作を求める民衆の抗日民族意識を生み出し、さらに中共の全国政權構想が依拠せざるをえなかった中国の経済的統合を「国民政府自身が経済的結合の過程で準備」したとしている点に照応している（六〇—一頁）。氏は最近のエッセーでも、現在の中国において一定の民主化が進められていることを示唆しつつ、「政治は経済に順応しつつある」と述べた。¹⁶

現在の中国において民主化が可能か否かについては、さらなる議

論が必要であり本書評の範囲を越える。ただ中国近代史研究の問題に限定して言えば、著者が中共は国民党とは異なる新たな国民代表の原理を旧政協の延長線上に提起し、新政治協商会議を開催したことから、四九年革命に勝利したと指摘したことは注目されよう。著者は「近代ブルジョワ国家としての編成過程に創出された「議会政治」を成り立たせる重要な柱の一つ」であるところの「国民代表の原理」は、四九年革命の最終段階においても「不可欠な政治的原理として作用していた」と捉えたのである（七八—九頁）。

したがって著者の観点から言えば、一九四九年革命の前夜においては、ブルジョワ民主主義的な国民代表の原理に基づく議会制の樹立を核とし複数政党制の実現を目指すという政治目標も、中国近代化の路線の重要なファクターの一つであったといえる。とすれば中国近代史の中でこの建国路線が、どの政治勢力により、どのようにして形成され、いかなる歴史的役割を果たしたかを問うことも、今後の歴史学の重要な課題となろう。

（A5版、三四一頁、二五〇〇円、研文出版、一九九一年）

註（1）西村成雄「中国近代東北地域史研究」（法律文化社、一九八四年）。

（2）たとえば一九八九年の「第二次天安門事件」に即応して、西村氏は「現代中国政治史における改革の十年と愛国民主運動」などを執筆した（六四中国近代史研究者声明有志連絡会編集「中国——民主と自由の軌跡」、青木書店、一九八九一年）。

（3）「領域」論に関して西村氏は、民族構成の多様性を歴史分析に際して重視するという認識から、「近代多民族国民国家」

という概念を創出し、中国のそれぞれの段階での「政治的・経済的・社会的統合過程は、この領域性（多民族性）に深く規定されて展開している」と述べた。また中国の民族自決の政治的枠組みとして清朝以来の多民族を包括する広大な領域が想定されてきたことも併せて指摘している（五三頁）。

- (4) 中国の民主主義に関するこうした観点は相互に見解の相違を含みながらも、平野正「中国民主同盟の研究」（研文出版、一九八三年）や李沢厚「啓蒙と救国の二重変奏」（坂元ひろ子ほか訳「中国の文化心理構造」、平凡社、一九八九年）、さらにはA・ネイサンほか「中国の人権」（邦訳：斎藤恵彦・興招一郎、有信堂、一九九〇年）などで示されている。

- (5) 拙稿「現代中国における『愛国』と『民主』——章乃器の軌跡を中心として」（『現代中国』六五号、一九九一年）。

- (6) 遠山茂樹「二つのナショナリズムの対抗」（歴史科学協議会編『民族の問題』「歴史学体系一五」、校倉書房、一九七六年、原載「中央公論」一九五一年六月号）一二〇～一二一頁。

- (7) 丸山真男「増補版 現代政治の思想と行動」（未來社、一九八一年）二八三頁。

- (8) 前掲遠山論文一二〇頁。

- (9) 菊池貴晴「中国第三勢力史論」への平野正氏の書評（『歴史学研究』五九〇号、一九八九年）を参照のこと。

- (10) 平野正「中国革命の知識人」（日中出版、一九七八年）に拠る（殊に第五・六章）。

- (11) ヘゲデューシユ・平泉公雄訳「社会主義毛と官僚制」（大月書店、一九八〇年）二二頁。

- (12) 山田辰雄「中国現代政治史像の再構成」（『思想』八一四号、

一九九二年）六八頁。

- (13) 西村成雄「二〇世紀中国 底流する多民族的国民国家の論理」（『思想』八一四号、一九九二年）、さらにこのエッセーでは大陸内部のエスニック・グループ（少数民族）の存在も「民主主義を要求するエネルギーを補給しつつづけている」と述べている（三頁）。

（広島大学文学部）